



ハナニラの農薬登録促進

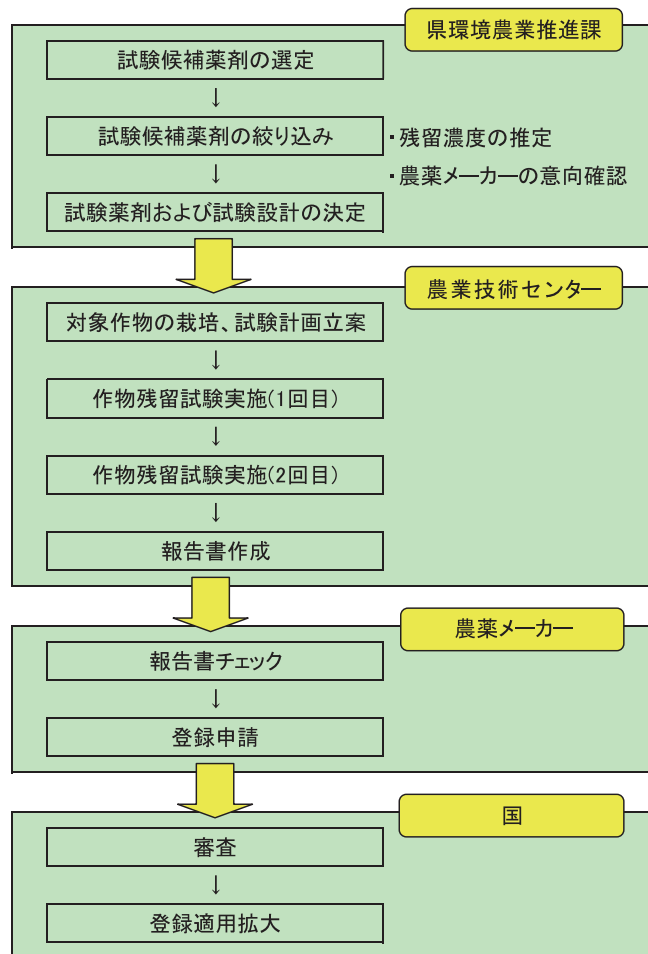


図1 ハナニラ（マイナー作物）の農薬登録適用拡大までの流れ

ハナニラは、一定の所得が期待できる有望品目として注目されていますが、登録農薬がないために病害虫の被害が大きく生産が安定していません。そこで、農薬登録促進に向けた作物残留試験を急ピッチで実施しています。

ハナニラのようなマイナー作物の農薬登録適用拡大を行うには、作物残留試験を2回行い、どちらの結果も残留基準値を下回っていることが必須条件となります（図1）。

その一例として、アグロスリン乳剤（シペルメトリン 6%含有）の試験結果を紹介します。試験は、四万十町（試験1）及び南国市（試験2）の2カ所で行いました。

2,000倍希釈で3回散布した1日後の残留濃度は、試験1では0.26ppm、試験2で

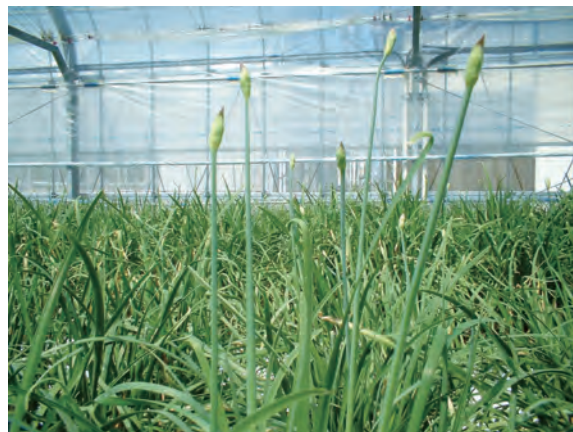


写真1 収穫期のハナニラ

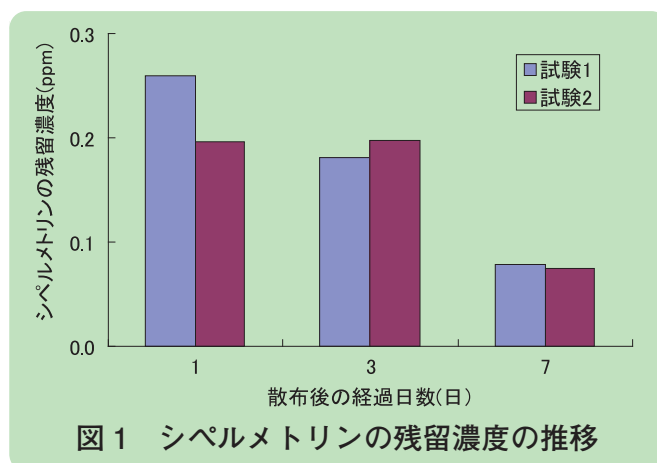


図1 シペルメトリンの残留濃度の推移

は0.20ppmとなり、基準値5ppmを大きく下回りました。また、3日後、7日後と日数が経過するに伴って残留濃度が減少することも確認できました（図2）。

この結果が認められ、アグロスリン乳剤は平成21年11月18日付けでニラ（花茎）として農薬登録適用拡大されました。

同様に、アブラムシ、白斑葉枯病に有効なダントツ水溶剤、ストロビーフロアブルなど4薬剤の試験を実施しており、登録に向けた手続きが着実に進んでいます。

さらに、平成22年4月からは、新たに3薬剤の作物残留試験を実施し、農薬登録適用拡大を図る予定です。

（農薬管理担当 島本文子 088-863-4915）